

介護予防認知症対応型共同生活介護 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人長い坂の会が開設するグループホームほのぼの家（以下「事業所」という。）が行う介護保険法に基づく指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護予防認知症対応型共同生活介護従業者（以下「介護員等」という。）が、要支援状態であって認知症の状態にある高齢者（以下「入居者」という。）に対し、適正な介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護員等は、要支援者であって認知症の状態にあるもの（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい異常行動がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 グループホームほのぼの家
- 二 所在地 高知市朝倉丙1633-17

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（介護職員と兼務）
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 計画作成担当者 1名以上（管理者又は介護員と兼務）
計画作成担当者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護員等協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- 三 介護員 6名以上
介護員は、介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
- 四 事務職員 1名
必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 介護予防認知症対応型共同生活介護の利用定員は9名とする。

(介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料等)

第6条 介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 入居者は日常生活における炊事、洗濯、掃除等の家事を各自のできる範囲で全員が協力して行うものとし、介護員等は基本的にその補助業務に携わるものとする。
 - 二 入居者の心身の状況や希望、環境等を踏まえて作成した介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、介護員等は入居者の食事、入浴、排泄等日常生活全般の介護を行う。
 - 三 入居者の日常生活は、入居者個々の生活サイクルに合わせたものとし、各自がそれぞれ自由にゆったりとした時間を過ごしてもらうものとする。
 - 四 買い物等軽微な外出は介護員等が付き添うものとし、緊急時以外の受診、外泊等の送迎については原則として家族等にお願いするものとする。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、原則各利用者の負担割合に応じた額とする。
- 3 家賃 1か月25,000円
- 4 食材料費 1か月30,000円
- 5 水道光熱費 1か月17,000円
- 6 その他日常生活の必要な共通経費 1か月3,000円
- (施設の保険、修繕・設備メンテナンス、施設衛生管理費等)
- 7 おむつ代 必要な額 実費
- 8 月の途中で入退所があった場合、前項に掲げるもののうち、家賃・食材料費・共通経費については、その月の日数で除した日割り計算とする。また入退院により食事の提供が一定期間されなかった場合も、上記と同様に食材料費を日割り計算とする。
- 9 前項に掲げるもののほか、本事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの。
- 10 前項の費用の支払を受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(入居に当たっての留意事項)

第7条 グループホーム入居に当たって、入居者及びその家族は以下の事項に留意し、健全且つ適正な入居生活を送るものとする。

- 一 入居者は、居室及び共用施設をその本来の用途に従って、利用するものとする。
- 二 入居者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要がある場合には、介護員等職員が入居者の居室に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとする。但し、その場合、職員は入居者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行うものとする。
- 三 入居者は、事業所の施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。
- 四 入居者の心身の状況により特段の配慮が必要な場合には、入居者及びその家族等と事業者の協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとする。
- 五 入居者は、次の事項に該当する行為を行うことを禁ずる。
 - (1) 決められた場所以外での喫煙
 - (2) 事業所の職員又は他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
 - (3) その他危険物等の持ち込み
- 2 その他特に定めのない事項については、入居者及びその家族等と事業者の協議によるものとする。

(非常災害対策)

第8条 事業所は非常災害における対策として、当法人の消防計画を基に定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施する。

(事故発生時の対応)

- 第9条 サービスの提供により、入居者に事故が発生した場合、事業所はただちに入居者の家族、関係市町村及び当該入居者に係る居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所に連絡を行うとともに必要な措置を講ずることとする。
- 2 サービスの提供により、入居者に対し賠償すべき事故が発生した場合、事業所は速やかに損害賠償の手続きを行う。
 - 3 サービスの提供による入居者の事故が発生した場合、事業所はその原因を解明し再発防止に努めることとする。

(虐待の防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、ただちに防止策を講じ、市町村へ報告する。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後2か月以内
- 二 継続研修 年2回

2 職員は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 当施設では、身体拘束は行わない。ただし、やむをえず身体拘束を行う場合は、入居者本人又はご家族に十分事情を説明の上、書面による同意を得た後、期間を定めて行うものとする。

身体拘束を行った場合は、定期的に見直しを実施し、すみやかに身体拘束が解除できるよう努める。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人長い坂の会と事業所の管理者との協議について定めるものとする。

(緊急時における対応策)

第12条 入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、速やかに協力医療機関や訪問看護ステーションと連絡をとり、適切な措置を講ずる。

付 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

平成 15 年 4 月 1 日一部改正

平成 17 年 9 月 1 日一部改正

平成 18 年 12 月 1 日一部改正

平成 22 年 7 月 1 日一部改正

平成 25 年 2 月 1 日一部改正

平成 25 年 4 月 1 日一部改正

平成 26 年 6 月 1 日一部改正

平成 30 年 4 月 1 日一部改正

令和 元年 12 月 20 日一部改正

令和 3 年 10 月 1 日一部改正